九　職業能力開発促進法第四十九条の技能検定の合格証書の交付に関する事務 十　職業能力開発促進法第五十条第三項の技能士の名称の使用の停止に関する事務 十一　職業能力開発促進法施行規則第六十九条第一項の技能検定の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 十二　職業能力開発促進法施行規則第七十条の技能検定の実技試験又は学科試験の合格の通知に関する事務 十三　職業能力開発促進法施行規則第七十一条第一項の技能検定の実技試験若しくは学科試験の停止又は合格の決定の取消しに関する事務 **第四十三条の二の六～第四十三条の二の八**　［略］ **第五十条**　法別表百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十　略］ 十一　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する事務（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。） ［十二～十四　略］ **第六十条**　法別表百十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務 ［四～七　略］ 八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療受給者証に関する事務 九　［略］ **第六十八条**　法別表百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項の妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ［二～十八　略］ 十九　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	**第四十三条の二の四～第四十三条の二の六**　［同上］ **第五十条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。） ［十二～十四　同上］ **第六十条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務 ［四～七　同上］ ［新設］ 八　［同上］ **第六十八条**　［同上］ 一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項の妊婦給付認定（同条第二項に規定する妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ［二～十八　同上］ 十九　子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用	**第二条**　［同上］